

秋田県知事選挙

～これからを左右する一票。～

投・開票日

4月4日(日)

任期満了に伴う秋田県知事選挙が、3月18日(木)に告示、4月4日(日)に投・開票の日程で行われます。開票は、八竜体育館で20時から実施されます。

投票区名	投票時間
落合投票区、勝平投票区	7時～ <u>18時まで</u>
その他の投票区	7時～ <u>19時まで</u>
鯉川、鹿渡南、鹿渡北、新屋敷、大町、林崎、木戸沢、長面、達子、金光寺、豊岡、北金岡、川尻、鶴川、大曲、浜田、大口、釜谷、芦崎	

三種町で投票できる方

三種町で投票できるのは、町の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権がある方です。

選挙人名簿に登録されているのは、**平成15年4月5日以前に生まれ(投票日当日18歳以上の方)**で、**令和2年12月17日以前に住居登録し、引き続き3か月以上、三種町の住民基本台帳に登録されている方**です。

三種町の選挙人名簿に登録されていて、投票日までに県内の他の市町村に転出される方は、「**引き続き県内に住所を有する証明書(または住民票の写し)**」を持参していただくと三種町で投票することができます。

なお、投票日までに県外に転出される方は選挙権がなくなり、入場券があっても投票日当日に投票することができません。

投票所入場券をハガキでお送ります

有権者1人につき、ハガキ1枚が届きます。

配達の都合で、近隣や同一世帯であっても日にちがずれて届くこともありますので、ご了承ください。

入場券が届いたら、ご自分の投票所と投票時間を確認し、**投票の際に持参**してください。

入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも選挙権があれば投票できます。本人であることが確認できるもの(運転免許証や健康保険証など)を持参し、投票所の職員に申し出てください。

今回の入場券は **桃色** です！ご確認をお願いします!!



投票日(4月4日)に投票にいけない方は…

期日前投票

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、期日前投票をすることができます。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- ・レジャーや買い物などの用事で、投票日に投票区域内にいない

★期日前投票期間

3月19日(金)～4月3日(土)

★期日前投票所

- ・琴丘地域拠点センター
- ・山本地域拠点センター
- ・八竜改善センター

期日前投票所設置期間	3月19日(金)～4月3日(土)
琴丘地域拠点センター	投票時間 8時30分～20時 ※ご自分の投票区に関係なく、どの期日前投票所でもご利用いただけます。
山本地域拠点センター	
八竜改善センター	
事前に入場券裏面の「宣誓書」に必要事項をご記入の上、ご来場ください。	